

川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）

に関する地元説明会 議事要旨

日 時：平成23年10月16日（日）午前10：00～11：30

会 場：赤山第3町会 会館

出席者：川口市技監兼都市計画部長・歴史自然公園事業等プロジェクトチーム（事務局）

参加者：41人

1 開会

事務局 川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）の地元説明会を開催します。

2 川口市技監兼都市計画部長 挨拶

首都高の川口PAに隣接する本計画につきましては、昭和61年当時、廃棄物の最終処分場として計画がなされましたが、その後、各種のリサイクル法の整備や朝日環境センターの整備等を契機に、平成19年度より公園予定地として活用する方針に変更がなされました。昨年度、学識経験者、市議会議員の方々、地元の代表者の方々、関連団体の方々からなる検討委員会において、当地における自然、歴史・文化、社会・産業といった地域特性を踏まえた公園や火葬施設の提言がまとめられております。

本市といたしましては、住民の皆様のご意見を踏まえて、今年度都市計画決定がなされれば、その後順次、関係機関との協議、用地買収、具体的な施設的设计、整備を進めていきたいと考えております。この後、少々、お時間を頂きまして、パワーポイントにて都市計画案の内容についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

3 出席者紹介

4 都市計画（案）の説明

- ・川口都市計画公園の変更（案）
- ・川口都市計画火葬場の決定（案）

事務局

それでは、川口都市計画公園「(仮称) 赤山歴史自然公園」、及び川口都市計画火葬場「(仮称) 川口市火葬施設」についてご説明いたします。

はじめに、本日の説明会は、都市計画法第16条第1項による都市計画の案の内容に関する説明とさせていただきます。また、この都市計画公園と都市計画火葬場の計画については、それぞれの位置的關係や、事業上の關係から、併せて説明させていただきます。つきましては、30分程度、お時間をいただきますことをお許し下さい。なお、都市計画には、それぞれの施設の区域、名称を決定することとなりますことから、区域内に配置される具体的な施設の内容や構成等は、この都市計画決定後、基本設計、実施設計等の段階で検討していくこととなりますのでご了承ください。

それでは、計画地の位置と概要についてご説明させていただきます。計画地については、この図にありますように川口ジャンクションの東側で、北側の東京外かく環状道路、南側の首都高速葛飾川口線に挟まれた区域であり、首都高速葛飾川口線の川口パーキングエリアに隣接した、約10.9haを計画区域としております。公園と火葬施設の内訳としましては、公園区域が、約8.9ha、火葬施設の区域が、約2.0haとなります。

本計画地は、昭和61年当時、市内環境センター等から排出される、廃棄物の最終処分場として予定されていた、約4.5haの計画区域を含んだものとなっております。この最終処分場の計画を進めるための公有地化により、現在、市では、当該用地として、約2.2ha保有しているところでございます。その後、平成14年度に、リサイクル法の整備に伴い、分別収集の進展による焼却処理対象量の減少や、朝日環境センターにおけるガス化溶融炉施設等の整備により、焼却残渣を大幅に縮減することが可能になり、平成19年度より、公園等予定地として活用する方針に変更されたところであります。

続きまして、この地の土地利用を図るための、検討状況についてご説明いたします。公園等予定地として具体的に検討を進めるにあたり、昨年、「(仮称) 赤山歴史自然公園等検討委員会」を設置いたしました。この委員会は、神根・赤山地域の豊かな自然環境や、歴史・文化遺産を活用し、地域振興や農業の活性化に有効な公園計画、及び広域的な利用促進策や市民要望施設等の立地について検討する場であり、公園等の構想、ご意見、ご要望、配慮事項等が、「行政に対する提言」という形でまとめられました。検討委員のメンバーは、農業、都市計画、生物・植物の専門家、さらに、市内の農業関係団体、経済関係団体、緑化関係団体、造園関係団体、医療関係団体の方々、赤山中央町会、赤山第1町会、赤山第3町会、新井宿町会、石神下区町会の町会長さん、さらには、各会派の市議会議員の方々から構成されておりました。委員会は、5回にわたり開催され、多岐にわたるご意見をいただいたところでございます。市では、こ

の提言を基本的な骨格として受け止め、関係機関との調整を経て、タタキ台をまとめ、今回の計画案を皆様にお示しする次第となりました。

それでは、公園等の基本的方向、計画のテーマについてご説明いたします。はじめに、立地特性として、この地の「自然」についてです。この地には、樹林地や水辺、湿地がまとまって存在し、地域の多様な生物の生息空間を形成していること。また、市街化調整区域であるこの地には、周辺の庭木等を含む圃場や、畑等が広がる緑豊かな地域が展開していること。さらには、首都圏近郊緑地保全区域として、川口市はもとより首都圏における重要な緑の拠点としても、上位計画に位置付けられており、本市における貴重な自然資源の存在は、公園の計画テーマとして外せない要件となっております。第二に、「歴史・文化」です。江戸時代以降、この地は、幕府直轄領となり、灌漑治水による農業の発展、江戸への、植木や草花の供給が図られました。また、関連して、関東郡代・伊奈家の赤山城跡や日光御成街道等、歴史・文化資源に隣接していることについても計画テーマの念頭においております。第三には、「社会・産業」であります。計画地を含む安行・神根地域は、植木、枝もの等の発祥の地であり、現在でも、植木、造園などの緑化産業が、数多く行なわれております。一方、当地区は、東京外かく環状道路や首都高速葛飾川口線に隣接するなど、首都圏からの自動車アクセスの利便性が高い地域となっております。こうした状況を踏まえ、当地区における「持続可能な緑地、自然環境の保全」に係る負担が、農業従事者や土地所有者のみにかかることのないよう、広域的な集客による地域振興についても、念頭においております。

この考えのもと、本計画の基本テーマを「広域的な集客性に配慮した『水と緑のオアシス空間』の創出」といたしました。具体的には、「豊かな生態系をイメージとした公園づくりを支える良好な樹林地と水辺空間の創出」、「古くから継承されている、地域の産業・文化の再構築の先導的な役割と地域の活性化」、「豊かな水と緑や、歴史性と調和した市民の様々な社会的ニーズへの対応」を目指してまいります。

次に、公園等のゾーン計画についてご説明いたします。まずは、この図にあります、計画地北側の区域です。ここを、自然体験ゾーンとして検討を進めております。ここは、地域らしい、自然とのふれあい体験を可能とするような、まとまった水面や、湿地、樹林地で構成する区域とし、多様な生物の生息空間の保全・育成により、家族連れや自然志向型のグループ・団体等の皆様が、自然観察や自然体験等を楽しんでいただけるような、憩いの空間形成を考えております。続いて、計画地北東では、歴史探索ゾーンを検討しております。この歴史探索ゾーンは、赤山城跡に代表される、地域固有の歴史・文化や、見沼に関連する、近隣の自然環境等について、様々な形で情報発信するとともに、近

接する赤山城跡など、歴史的な空間へと誘導する、案内板やサインにより、「歴史・自然」をテーマとした、地域づくりや景観づくりに寄与する公園機能を整えたいと考えております。続いて、この図にあります、西側に位置する区域は、地域振興のゾーンを検討しております。広域的な利用形態に配慮して、環境と共生した地場産業が提供する、豊かさと楽しさを体感していただける場として考えております。さらには、広域的な交流機会を促進するために、地域の案内情報や、特産品等の紹介を行なうとともに、良好な環境を形成する、周辺の散策ルートの拠点機能を併せ持つゾーンと考えております。続いて、計画地東側は、赤山オアシスゾーンといたしまして、現在の川口パーキングの北側に、首都高速葛飾川口線を降りずに、公園や周辺施設を利用できる駐車場や休憩施設を整備することにより、市外からも誘客し、公園内外に導くことで、地域活性化のきっかけづくりを考えており、今後、関係事業者と協議してまいりたいと考えております。最後に、南側に位置する区域を火葬施設ゾーンとしております。火葬施設については、平成13年に、14万人を超える市民から提出された、「火葬場の早期建設を求める請願」が、市議会においても全会一致で採択されており、検討委員会においても、この豊かな自然環境を活かし、市民ニーズに応じていくことが重要ではないか、という提言をいただいたところであります。

ここまでのゾーニングのなかで、自然体験ゾーン、歴史探索ゾーン、地域振興ゾーン、赤山オアシスゾーンを公園の区域とし、火葬施設ゾーンを火葬施設の区域として都市計画に位置付けます。

公園、並びに火葬施設に対する自動車アクセスは、周辺道路については、通学路に指定されていることや、周辺住民の皆様の生活道路であることから、新たな交通を生まないよう配慮し、南側の県道足立川口線及び首都高速葛飾川口線からのみの進入を検討しております。なお、公園周囲につきましては、周辺の方々がお越しになるために、徒歩や自転車での来園を可能とするような、アクセスポイントを検討して参りたいと考えております。

それでは、川口都市計画公園、川口都市計画火葬場として都市計画に定める、それぞれの事項についてご説明いたします。

はじめに、(仮称)赤山歴史自然公園ですが、川口都市計画公園に「(仮称)赤山歴史自然公園」を追加する変更を行ないます。都市計画決定名称は、(仮称)赤山歴史自然公園、所在地川口市大字赤山ほか、公園面積約8.9haといたします。現在、川口市内にある都市計画決定された公園は、その周辺の方々を利用する「街区公園」として141公園、さらに、街区公園以上に広い区域の方々を利用する「近隣公園」として20公園、川口市グリーンセンターや青木町平和公園、川口自然公園など、市内外の方々も利用することができる大規模

な公園が、4公園設置されております。この「(仮称)赤山歴史自然公園」は、面積が約8.9haと広大で、近隣住民の休息はもちろん、自然体験や歴史探索など、広域的な集客性にも配慮した公園とすることから、総合公園として、位置付けます。

本公園計画の上位計画についてご説明いたします。まず、本市の市政運営の基本である、第4次川口市総合計画において、市民一人あたりの公園緑地面積を10平方メートル以上とすることを目標としているところでございます。しかし、現状では3.58平方メートルであることから、当該公園を都市計画に位置付けることで、公園緑地面積の拡大を、推進するものであります。また、本市の都市計画基本方針には、『市内各所に存在する、自然的資源、歴史的資源を生かし、水と緑の環境の中でスポーツ、散策、休養、文化等の多様な活動が楽しめる「水と緑のレクリエーション拠点」を配置する』こと、さらに、「緑化産業活動の維持促進を支えるための、土地利用上の保全施策を図るとともに、赤山城跡をはじめ、点在する寺社等の歴史文化をきわだたせる、シンボリックな緑地空間の保全と整備を図る」とあることから、これらの目標・方針に沿って計画したものであります。

周辺地域は、現在、相続等による農地の転用などにより、緑地が失われつつある状況であり、この区域を公園として、都市計画に定めることで、恒久的な施設として法的に担保することが重要であると考えております。

公園の施設構成といたしましては、①大池（開放水面）、②地域物産館、③歴史自然資料館、④ドッグラン、⑤ハイウェイオアシス、⑥来園者駐車場としております。①の大池は、計画のテーマである「水」を活かすもので、この地の地形や湿性環境を活かし、水辺空間を創出することにより、自然環境に触れ合える場とするものです。また、この地区や下流部にもたらす水害を軽減するための、調節池の機能を併せ持つ構造を検討しております。次に、②地域物産館、③歴史自然資料館につきましては、地元の産業である植木や枝もののPR、本地域の歴史や自然の紹介、公園内の豊かな自然環境を観察するための拠点として、検討しているものです。また、④のドッグランにつきましては、昨今のペット事情を踏まえ、リピーターの確保などの観点から検討しているものです。次に⑤のハイウェイオアシスです。ハイウェイオアシスは、現在の川口パーキングの北側に、首都高速葛飾川口線を降りずに、公園や周辺施設を利用できる駐車場や、休憩施設を整備することにより、市外からも誘客し、公園内外に導くことで、地域活性化のきっかけづくりを考えており、今後、関係事業者と協議してまいりたいと考えております。また、川口パーキングは、総務省消防庁において首都直下地震等の大規模地震災害における、緊急消防援助隊の進出拠点として位置付けられており、このパーキングを拡大することで、大規模地震

災害等における、広域防災拠点機能の強化にも繋がってくるものと考えております。最後に、一般道からの来園者駐車場ですが、計画区域の南側の県道足立川口線からのアクセスとし、公園規模に応じた適切な駐車台数を確保したいと考えております。以上が、(仮称)赤山歴史自然公園の計画概要であります。

続きまして、川口都市計画火葬場についてご説明いたします。川口都市計画に、都市計画施設として「川口都市計画火葬場」を決定するものです。

都市計画決定名称は(仮称)川口市火葬施設、所在地川口市大字新井宿ほか、計画面積 約2.0haといたします。

皆様ご存じのとおり、川口市は、10月11日をもって、鳩ヶ谷市と合併いたしました。合併以前の川口市の人口は、約51万7千人ですが、鳩ヶ谷市との合併により、58万人に迫る人口規模の市となりました。こうした市勢状況のなか、本市では過去にも火葬場の検討が、なされてきましたが、いずれも具体的な構想には至りませんでした。

火葬施設については、本市の市政運営の基本である、第4次川口市総合計画において、「斎場整備の推進」などが位置付けされており、市民が安心して、平等に、人間の尊厳を保ち得る、福祉の最終形態である斎場の整備は、衛生環境の向上、及び公共の福祉のために、必要不可欠な都市施設であると考えております。現在は、主に近隣1区3市の火葬場に頼っている状況であり、1週間から10日以上も、火葬を待たなければならない状況が発生しているといった報道もなされております。平成13年にいただいた、14万人を超える市民からの、火葬場の早期建設を求める請願書が、市議会で全会一致で採択されるなど、市民の要望する施設の上位であり、火葬施設の整備が緊急の課題となっていることから、新たに決定していきたいと考えるものです。

施設の必要性に続き、①「建設地の選定」、②「計画規模」、③「環境」を順次ご説明いたします。はじめに、①の「建設地の選定」ですが、この地を選定した理由については、大きく以下の2点でございます。第一に、『周辺環境を活かした景観的配慮ができること』。この地に火葬施設を計画することで得られる、最大のメリットとしては、公園と同時一体的に整備ができること。と考えております。検討委員会でも「豊かな自然環境を活かし、大池の開放水面と連続する水辺に佇み、建築意匠や公園と景観的に一体となった緩衝樹林等によって静的空間を確保する」との提言をいただいております。こうした、配慮点を十分に理解した上で、公園との調和を図り、さらに研究を進め、計画を具体化して参りたいと考えております。第二に、『幹線道路である県道足立川口線からの出入庫が可能であること』。これにより、火葬施設へのスムーズな出入りが確保されるとともに、近隣住民の皆様の生活道路に、常に霊柩車が通過するような状況は、避けることができると考えております。次に、②の「計画規模」です。今後の

総人口と死亡者数の推移に関する検討では、川口市と旧鳩ヶ谷市をあわせた、現在の年間死亡者数は、約4,200人ですが、2045年には、約7,900人と算出されております。こうした死亡者数の推計と、人口の推移を踏まえ、適正な施設規模を検討してまいります。また、現在、本市には40を超える斎事場が存在し、お寺等においても斎事が可能なことから、この施設は、火葬専用の施設といたします。なお、施設構成につきましては、火葬区域の計画決定がなされたのち、基本設計・実施設計等の段階で検討してまいりたいと考えております。参考であります。平成18年に完成した、周辺の自然や地形と融合した火葬施設をご紹介します。岐阜県の各務原市の市営斎場（瞑想の森）です。高い煙突をもつ、昔ながらの火葬場のイメージは払拭され、現代建築においては、瀟洒な火葬場として、大きく変わってきている現状であります。火葬場は人間にとっての「終の空間」であり、川口市に生まれ、暮らし、歴史的にも由緒ある当地において、近親者が心ゆくまでの弔いができるよう、施設設計を検討して参りたいと考えております。次に③「環境」についてご説明いたします。火葬施設からの排気については、厚生労働省から「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が示されております。この指針によると、ダイオキシン類濃度の指針値は、 $1 \text{ ng (-TEQ/Nm}^3\text{)}$ となっております。本市としては、厚生労働省の排出基準値をみたく、炉を、選定して参りたいと考えております。以上が、(仮称)川口市火葬施設の説明となります。

続きまして、公園及び火葬施設に共通した、生物等の調査についてご説明いたします。現在の環境を、できる限り維持保全することを目的に、公園並びに火葬施設周辺地域を対象として、昨年5月から生物調査を実施しております。この調査では、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類等の動物と、植物を調査いたしました。調査は今年秋まで継続いたしますが、現段階で発見された動物の重要種は、哺乳類でホンダヌキ1種、鳥類・猛禽類で、オオタカ、ハイタカ、ホウジョロなど13種、爬虫類でニホンヤモリなど2種、植物につきましては、湿性植物を中心に9種の重要種が確認されております。今回の公園計画では、こうした豊かな自然環境をできる限り維持し、他の自治体の事業で行なわれた、植物の移植工法等の事例を参考に、将来にわたっての保全に努めて参りたいと考えております。

最後になりますが、都市計画決定後の区域内の土地・建物の制限と、今後の進め方についてご説明いたします。本計画区域は、市街化調整区域であるため、建築行為等を行なう場合は、開発許可を受ける必要があります。さらに、公園、火葬施設、ともに都市計画施設となりますので、具体的な事業に入るまでに、建築行為を行なう場合、都市計画法第53条による許可を得る必要もあります。

また、補償内容に関するご質問や、契約時期等に関するご相談ご要望等は、

資料の裏面に記載されている、問い合わせ先までご連絡をいただきたいと存じます。なお、個人の財産などプライバシーを含む内容となることから、個別に対応させていただくこととなりますのでご了承下さい。

最後に、今後の進め方についてご説明いたします。今回、地元の皆様を対象に説明会を開催させていただきました。今後は、ここで頂きましたご意見を出来る限り反映した計画案を作成し、11月には、地元以外の方々も含めて、公聴会にてご意見を伺い、最終（案）を作成いたします。その後、改めて、1月に、最終（案）を住民の皆様にお示しし、「意見書」を提出する機会を設けさせて頂く予定です。これらの住民の皆様のご意見を踏まえ、都市計画審議会を経て、決定告示という流れとなります。なお、手続きにつきましては、広報かわぐち、及び市ホームページにてお知らせするとともに、今回の説明会同様、関係地権者の皆様にはダイレクトメール、周辺町会の皆様には町会回覧でも併せてお知らせしてまいりたいと考えております。

以上で川口都市計画公園（仮称）赤山歴史自然公園と川口都市計画火葬場（仮称）川口市火葬施設の説明を終わります。

歴史自然公園事業等プロジェクトリーダー

説明の中に裏面の問い合わせ先へとの話がありましたが、去る10月11日に川口と鳩ヶ谷が合併いたしまして、我々のいる庁舎が、これまで本庁舎の近くでしたが、鳩ヶ谷庁舎ということになりましたので、電話番号に変更が生じております。新たな電話番号は、直通で申し上げますと、048-242-6341でございます。よろしく願いいたします。もう一度申し上げます、電話番号は048-242-6341となっておりますので、よろしく願いいたします。

川口市技監兼都市計画部長

今、申し上げますのは、資料裏面の問い合わせと書いております「川口市役所公園課歴史自然公園事業等プロジェクト・チーム」という名称は変わりませんが、電話番号が、今書かれております048-259-9001、9002、これが元々本庁舎の近くにあった時の番号で、そのままになってございますので、新しい電話番号が048-242-6341でございますので、ご訂正いただければと思います。

事務局 お手数をお掛けし、申し訳ございません。それでは、これより、ご意見、ご質問等を承りたいと思います。ご意見、ご質問等がございます方は、挙手をしていただき、お名前を賜りたいと思いますので、よろしく願いします。

5 質疑応答

赤山第3町会より参加 匿名

難しいことは聞きません。まず、公園区域に2つの計画がありますが、公有地がどこにあって、そこは買わなくていいんですね、それがどこにあるのか。それからもう一つ、この計画に基づいて、集客、来ていただけるお客さん、公園の関係でどのくらいの人に来るのか。何も建たない、それが前提になると思うんですね。そうでないと、施設を作っても誰も使わないということになったら、後で作った建物の維持管理は市民の税金で賄わざるを得ない、そういうことになりますので、その辺はどうなっているのか。ベースの話です。それを教えていただきたい。後で何かあれば、また聞きます。

川口市技監兼都市計画部長

2点のご質問をいただきました。1点目が、公有地を所有していると説明いたしましたが、どこにあるのか。2点目が集客、広域的な集客を見込んだ計画とすると説明させていただきましたけれども、どのくらいの集客を見込んでいるのか。この2点だったと思います。

まず1点目、公有地の場所について、先程パワーポイントで簡単に説明させていただきましたが、今の川口PAの隣に調節池がございますが、その北側、昭和61年当時に計画していた最終処分場の予定地がここがございますので、この中の約半分、約2.2haを市の方で所有しております。それ以外の部分、この赤い点線で囲った部分が今回、公園を予定している区域ですが、それ以外の部分は市では所有しておりませんので、今回、地権者の方々と交渉させていただきたいと考えている土地でございます。

2点目の公園でどのくらいの集客を図るのかということですが、これは今後、施設の設計をしていく中で、どういった公園にしていくのかということでも変わってくると思うのですが、先程、ちょっと説明させていただきましたとおり、これほどの大規模な、10ha近くの公園ということになりますと、我々としては、駐車場100台分くらいの人々が訪れるのかなと概算しておりまして、一般街路からの駐車場はそのくらいの規模を検討してございます。この計画の特徴としては一般街路からのお客さんだけでなく、高速道路と直結することによって、高速道路の利用者の方々が、高速道路を降りずに直接公園に入ることができるということとして、今後、都市計画決定が実現すれば、関係事業者さんと調整していきたいと思っておりますが、関係事業者さんとの協議が整えば、現在でも川口PAには少なくとも100万人の方々が、公園がなくても来られておりますので、そういった方々の一部でも公園を利用させていただくということになれば、かなりの数の方々が公園、さらには公園から地域の方に出て行っていただけるのではないかとということを見込んで計画し、協議をしてい

きたいと考えております。

赤山第3町会より参加 匿名

今の話について、一つお伺いしたいのは、今のような数、どれだけの集客人数があつて、従つてこれだけの土地が必要で、こういう施設を作るんだという計画がないと道路の話も何も、はっきり言って施設を計画するにあたって、こういうふうに使いますからと、前提としてこれだけの人が来ますからというものがないければ、計画が元々できないはず。そういう公共事業はあり得ないと思います。

川口市技監兼都市計画部長

集客を想定して周辺の道路計画を作っていくのではないか、その集客がはっきりしない中では、道路計画は作れないのではないかとのご質問だったかと思います。その点に関しましては、先程、公園及び火葬施設の車の出入り口をどこに設けるか説明させていただきました。現在考えておりますのは、県道足立川口線、南側の首都高の下の道路ですね、あそこの道路を出入り口として、それ以外のところには、去年の検討委員会でも地元の町会長さんの中から、生活道路に新たな通過交通を生まないようにしていただきたいとのご指摘がございまして、周辺の道路につきましては通学路に指定されているところもございまして、新たに車が通りぬけるということは避けなければいけないと考えましたので、今の計画では、県道足立川口線、首都高の下の道路である県道足立川口線から公園についても出入りしますし、火葬施設についてもそこから出入りすることを考えております。また、高速道路からの利用者ということになりますと、関係事業者との協議の結果にもよりますが、それが整えば高速道路から来て、また高速道路に戻るということですから、周辺の一般の街路については、追加の交通量は生じないだろうと考えております。実際、県道足立川口線がどういう状況にあるかと言いますと、上下方向合わせまして計画交通量が1日約4万8千台で計画されているのに対して、現在は2万5千台程度の交通量でございまして、公園プラス火葬施設でかなりの集客を見込んだとしても、県道足立川口線の容量をオーバーすることにはならないのではないかと考えてございます。以上でございます。

赤山第3町会より参加 匿名

今の公園の話になりますが、例えば122号線の向こう側に川口市が誇っている公園がありますね。あそこに、今の高速道路を降りて来ている人達が何人くらいいるのか。要するにそういうことを前提に、その人たちの一部が、あそこでさえ、じゃここにはどのくらいの間人に来るのかと、それもやらないでやっているのだったら、計画がずさんだと言われても仕方ないだろうと。

川口市技監兼都市計画部長

122号線の向こう側とおっしゃっていたのは、おそらくグリーンセンターのことをおっしゃっているのではないかと思います。グリーンセンターにつきましては、年間約50万人の方々が来られる施設でございます。一方で川口PAにつきましては年間100万人を超える、細かな数字については、今後、関係事業者とのやり取りの中で出てくるとは思いますが、ざっと見積もっても、年間100万人を超える方々が川口PAに来ております。川口PAに来た方が必ず公園を使うかどうかは分かりませんが、それは公園と川口PAの関係性をどのように処理していくかということによると思うのですが、少なくとも、そういった方々を十分に収容できるだけの駐車場を用意する、高速道路を降りずに利用される方々の必要な台数については、関係事業者とも協議をし、必要台数を確保していくというように考えてございます。また、一般街路からの利用者につきましては、川口市内にも同じような大規模な公園がございますので、そういった大規模な公園の状況を踏まえながら、今後、必要な駐車場の台数を確保していきたいと考えてございます。

赤山第3町会より参加 匿名

今、これだけ言っているのは、この公園等ができた時に、何人の人が来て、もっと言うと、どれだけのお金を落としてくれるのかと、この地一帯にね、どういうふうになっているのか、それも分からないで計画をやっているのはおかしい。都市計画に謳って、削減したら困るよと、なぜならこういう理由で計画したらこうなりましたと。少なくともそういったものがあって、計画を立てるべきであろうと。

それともう1点は、火葬施設については、14万人の同意というか、請願があったようですが、それが、はっきり言って、ここの場所を、つまり赤山の場所を前提として作ってくれと言っている訳ではない。ただ、その人達の言うことも分かるけど、この火葬施設を作るにあたっては、地元の方に、赤山地内みんな良いと、賛成できるというものがないとおかしい。例えば、地価の問題がありました。前にもそういう形が出ていました。前の部長さんが、不動産鑑定士に聞くと、私も知っているのですが、そんなのははっきり言って、2、3人であたってこういう額で出ないかなという話し合いと、いるんだな、これが。で、しばらくして、そういうことじゃ困る。で、これが、普通、周りに住んでいる人にとっては、火葬場と言うのは嫌悪施設、嫌われる、悪い施設、嫌悪という、そういう施設に該当しますから、そういうことを前提として、地価か何かの値がどう変わるかというのは、法律を見てもらえば分かりますけれど、地価公示法ですか、あの中できちんと書かれているので、赤山を目指しているのですか。それをね、できた後で、お金については、地価については、その時、その時に考えると、逆にそれは汗と水のお金だし、ここまで上がりますよ。財政担当じゃないから、そこまで微妙なことは言えない。それ以上のことについては、財政担当に言えば

いい。川口市の負債700億、これが赤字が出ていると、書いてあったようですが。

あともう1点、施設については、どういうふうになれば、ドッグランとかいろいろあったけれど、何を持ってくれば、この公園が活用されるのか、もっとそれを言うのだ、それをもって周りに対しても経済波及効果がこれだけ出ますと、それを出していかないとみんな納得しないんじゃないですか。そんな感じがしますけど。多分、今の感じからいくと、1日あたり、火葬場の施設で使われる人を焼く釜です、あれ、多分、10釜くらいだと思います。前もそういう話があった。技監からもそういう話が出ていましたが、そういう形でできることについて、さっきの数字に頼っているとしたら、機械的に大丈夫なのか。それも含めて、色んな話、地価の話も含めて。以上です。

川口市技監兼都市計画部長

ご質問を整理する中で、漏れているものがあれば、もう一度ご質問いただければと思います。1点目は先程からのご質問の延長として、公園ができた時にどれだけの人が来て、どれだけ地域にお金を落としてくれるのかということ踏まえて、計画を立てていくべきではないか、これが1点目だと思います。2点目につきましては、火葬施設は基本的に嫌悪施設なので、地価が非常に気になるということで、地価について、今後、どのようになるのか。それに対して地元との関係をどのようにしていくのか。そういった趣旨のご質問かと承りました。

まず、1点目の公園ができた時にどれだけの波及効果がということにつきましては、我々として考えているのは、先程来の関係事業者さんとの連携で、できれば高速道路利用者が直接公園を利用する様な仕掛けを作りたいと、また、ご説明いたしましたように地域物産館という地域振興のための施設を作りまして、植木の見本市や農産物の直売など、そういったものを実際に設けて、地元の方々にも参画していただいて、地元のPRなり、もしくは直接的な売買を見込んでいきたいと考えております。また、首都圏から来られた方々に、もう一つPRしなければならないと考えているのは、赤山城跡でして、歴史自然資料館という施設を赤山城跡との動線間に設けて、この地にとっては関東郡代伊奈氏の功績というのは称えても称えきれない功績があると思えますけれど、残念ながら徳川との関係で、途中で歴史から消されてしまっておりますので、そういったことも首都圏の方々にきちんと理解していただいて、PRをして、赤山城跡を含めて、地域を歩いていただくということが大事かと思っております。公園内に地域物産館というものを作って、地域のPRをしていただきたいと考えておりますが、やはりそれだけでは限界がございますので、本市としては、さらに、公園を核として、先程おっしゃっていただいた、グリーンセンターとか、緑化センターも地域の大事な施設ですし、県の施設である花と緑の振興センターなど、この地域には魅力的な施設がたくさんございますので、そういった施設への回遊性を持たせることを考えていきたいと思っております。ただし、それは本市だけで完結できることではな

く、まさに10月8日から10日の3日間で重点的にやっていただきましたオープンガーデンのような取り組みを、今後も地域の方々の方で、引き続きそういった取り組みを進めていただくと、首都圏から来た方々が、首都圏からも本当にすぐですので、首都圏からすぐの場所に、こういった緑豊かな土地があるんだと、一回行ってみようということで、地域が変わっていくのではないかと考えております。それでは、具体的に何人が来るのかということについては、100万人の方々が来られている施設と地域を繋ぐきっかけ作りは本市の方で計画していきたいと考えているのですが、その先、地域の方でどれだけ魅力的な活動をしていけるかということによっても、やはり集客は変わってくると思いますので、そこは皆さんと本市と一緒に努力しながら、この土地を新たな川口の顔として売っていけるような、川口の顔といっても、従来は首都圏の方々が川口と言ってイメージするのはベッドタウンということで、JR川口駅前が再開発されて、あれだけ大きな文化施設ができて、周辺にマンションが建っていてというイメージが大きいと思いますが、それだけではなく、川口には戸塚、安行、神根というこれだけの緑の土地があるんだということをきちんとPRして、そこに人を呼び込んでいくということ、本市全体として取り組んでいきたいと考えています。それが1点目の回答でございます。十分な回答になったかどうか分かりませんが、本市としては、そういうことを考えてございます。この区域には、皆さんもご存じだとは思いますが、首都圏近郊緑地保全法という法律に基づいて、安行近郊緑地保全区域という区域が設定されておりますが、この区域の指定というのは、まさに首都圏近郊緑地保全法ですので、首都圏の方々にとって、もちろん川口の方々にとっても重要な緑なのですが、首都圏全体で見た時に、ここの緑が大事だから守っていかなければならないということになります。にもかかわらず、これまでは、地元の農業従事者の方々や土地所有者の方々に緑の保全をおまかせして参りましたが、やはり、それだけで緑が持続するののかということ、残念ながら、昨今は、私も地域を歩かせていただきましたけれども、相続などによって段々と緑が失われていって、墓地や残土置き場になっている状況が散見される状況となっております。出来る限り早急に、そういった状況を打開するような施策を打たないと、緑地の減少が今後ずっと続いてしまうのではないかと考えております。緑地の減少に歯止めをかけるきっかけ作りをこの公園でやっていきたいと、地域の皆さんと一緒に、この地域を、緑・環境といったものを前面に押し出して、川口の新しい顔としてPRできるような土地を作っていきたい、そのきっかけ作りとして、この公園を設けていきたいということが、本市の思いだということをご理解いただければと思います。それが1点目でございます。

2点目の地価の点でございますが、そういったご質問が当然あるかと思われましたので、本市の方でも不動産鑑定士の方と事前に話をしてございます。不動産鑑定士の方がおっしゃるには、もちろん火葬施設ができるということについては、地価にとってはマイナス要因となるのですが、ただ、今回は火葬施設だけを作るのではなく、こ

れだけ、10haにも及ぼうかという公園を併せて設置することになりますので、地価について、それほど大きく下がるということは考えられないのではないかとおっしゃっております。先程税金というお話もあったかと思いますが、おそらく、固定資産税のことを気にされていたのではないかと思いますけれど、固定資産税の評価についても、3年に1度、きちんと見直しをしていきますので、万が一、この地の地価が下がって評価額が減になれば、固定資産税の方も当然、それを反映した形で見直しがなされるということになると思いますので、そこは今後のことで確定的なことは言えませんが、我々の方で不動産鑑定士から聞いている範囲内では、そのような状況でございます。

赤山第3町会より参加 匿名

先程、公有地のお話は聞きましたが、それ以外のところは購買、用地買収をすると、そうすると当然、その段階で平米いくらということになります。そうすると、その時にも今おっしゃったような土地の値段が出てくる、公にね。だからこそ、どうなんですかという話をしている訳です。3年後の話をしているのではなくて、今の計画で見た時に、11月11日に都市計画法に基づいて公聴会、その後は説明のとおり都市計画法に基づいて縦覧、縦覧をした後は、市の都市計画審議会にかけると、そうすると極めてな話が、この次の11月11日の公聴会の段階で、はい皆さんの意見は伺いましたと、後はもう、具体的には縦覧という手続きになる。つまり、その時には市はそういうふうを考えましたと書くのでしょ、それについては、はっきり言ってもう縦覧が終わっていますから、公聴会が終わっていますから、住民は何もできない、言えない。問題は、住民や地元地主がこういうことは困るじゃないか、基本的にそれを作るって聞いているから、はっきり言って、こういう中で作らせてくれよ、だけど、これは市でもって、そういうことだって言えます、それは言えるけど、それは言われると約束はできない。あとでそういう話になると、これは不動産で厚くしちゃったからね、いわゆる文書の中でもあってき、前、どの辺まで資金の段階でね、説明会で答えてくれたという話を言ってもらえるか、それをちゃんとお話していただかないといけないのと、はっきり言って、ここまで地主なら地主に公聴会だって言っている訳ですから、はっきり言って、市の方の仮称の赤山歴史自然公園等検討委員会、これ5回やってますね。あれで話も出たでしょ、多分ね。それをやって今度、公聴会になるという段取りでいくだらうと思いますが、そうすると住民説明会といえ、今、頑張ってください。ちゃんと文句言えんのかよ。先程言ったように、地価のこと一つとっても、もうすぐ分かっちゃう。市が販売して、戻すときは分かっちゃう。3年後のね、地価のことを私は言っている訳ではない。そうすると、それに出た時の値段は、先にもうその時点で出ていると思います。それははっきり言って、嫌悪施設ができる前の値段でしょ。そうすると今度、嫌悪施設ができた後、それはどうなるかっていうのは、

すぐできると思いますよ、不動産鑑定士に言えば。そんなことされても皆さんにね、教えて、そうですよと。必要となりましたら声をかけなさいと。そこまでやって、後、3年後とかね、財政部局に対しての話を言って、これは飲まなければいけない。住民全員に嘘を言っちゃいけないと。それでやらなければ、皆さんのご苦勞が、逆に言うと無になってしまうと。それは財政担当も分かっているから、もうしばらく、あると思います。

川口市技監兼都市計画部長

ちょっと、私の方で十分に理解できていないところもあるように思うのですが、ご質問の趣旨は、一つは都市計画手続きについて、今後、11月に公聴会を予定していて、1月に縦覧、2月に都計審という説明があったけれども、そういった中では住民が何も言う機会がないじゃないかという趣旨のご質問が1点目。もう1点が、住民に嘘を言ってはならないといったところが、私には理解ができていないのですが、土地の価格についてですか。土地の価格について、どういった価格になるのかといったご質問でしたでしょうか。

赤山第3町会より参加 匿名

今の段階では、まだ嫌悪施設はできていません。だから無しの、ただできたらどんなふうになるかと言いますか、嫌悪施設ありきの値段、率直に出てくるのです。それについては、だから、すぐ分かるはず。

川口市技監兼都市計画部長

嫌悪施設が、火葬施設ができるということが確定した後での土地の価格、地価についてどういようになるのかというのが2点目。

赤山第3町会より参加 匿名

それをちゃんと、担当課に、財政当局の方に話をして、了解をもらえないと大変ですよ。

川口市技監兼都市計画部長

1点目の都市計画手続きについてでございますが、先程、11月11日の公聴会でしか、もう意見を述べる機会がないのではないかとご質問をいただきましたが、現在は1月に縦覧を予定させていただいております、この縦覧と言うのは11月11日の公聴会にていただいたご意見も踏まえて、最終的に、都市計画の区域をこういうようにしたい、都市計画法上の名称をこういうようにしたいということを、最終的に、市の最終案を作りまして、それを市民の皆様にご示しをするというのが縦覧とい

う手続きでございまして、縦覧に対しましては市民の皆様、利害関係者の方々から、ご意見をいただくということになってございますので、もちろん、赤山にお住まいになっている以外の方々もご意見をおっしゃることは可能ですけれども、赤山にお住まいになっているの方々からのご意見も、当然、縦覧に対する意見という中では、もちろん、お聞きする場がございます。その手続きで、提出されました意見書につきましては、当然、本市の方でどうこうするというのではなく、先程もご質問の中にありました都市計画審議会という、市の執行部局とは一步離れた、都市計画の専門家の方々から構成された組織がございまして、そちらの方に市の計画案、市ではこういう計画を皆さんに提示していますということと、提示した結果、皆様から、赤山の方々もそうですし、それ以外の市民の皆様からも、こういった意見が出てきていますということ、全て、きちんと都市計画審議会の方に提示をして、その中で市の計画が妥当なものなのか、妥当なものではないのかを、きちんと、オープンな場でご審議させていただいて、その結果を踏まえて、最終的に市の方で都市計画決定をするかどうかを決めるということでごございまして、そういった民主的な手続きできちんと決めていきますので、ご意見をおっしゃっていただく場合は、きちんと用意されてございますということが1点目の回答でございます。

もう1点の財政部局と交渉をしなければいけない、もしくは住民に嘘を言うてはならないということについては、済みませんが、やっぱり理解ができていないのですが、おっしゃっていただいている主旨が、用地買収の価格、単価そのものだということであるとすれば、これについては、市の方でどうこうできるという話ではなく、前回、最終処分場の時には市の単独費用によって用地買収をしたということもあって、多少、市独自の判断もあったのかもしれませんけれども、今回は、先程、ご説明しましたように市の財政事情も非常に逼迫してございますので、できる限り国や県の方からも支援をいただきながらやっていきたいと考えてございまして、そういった観点からしますと、市の方で、何と言いますか、いいかげんな額で住民の方々とやり取りをするということではできません。国や県の方からも援助をいただくということは、そちらの方にもきちんと説明がつくやり取りをしなければならないということでごございますので、そういったやり取りの中では、市の方で、いいかげんに、ここの土地はいくらくらいにしようとするのではなく、専門家、国家資格をお持ちの不動産鑑定士の方に、一つ一つの土地について鑑定を依頼して、その鑑定価格にてやり取りをさせていただく必要があります。本市の財政部局としても、財政部局で恣意的に上げたり下げたりできるということではありません。我々、事業担当部局としては、もちろん、不動産鑑定士さんからいただいた額をきちんと財政部局に伝えて、財政部局にて必要な予算を計上していただくよう説得することは、当然、事業担当部局として努力させていただきますが、それは実を言うと財政部局が決めるというよりは、財政部局を含めた市長部局にて予算原案を作成し、市議会にきちんとお諮りして、市議会の方で認めていた

だけないと予算を執行できないことになっております。皆さんからお預かりしている大切な税金ですので、我々、事業担当部局としては、この事業の必要性や一つ一つの単価の適格性をきちんと伝えて、市議会にご了解をいただきたいという思いで、説明を尽くしていきますけれども、先程、おっしゃっていただいたような財政部局が認めれば高くなる、安くなるというような恣意的なところはございませんので、そこのところはご理解いただければと思います。

赤山第3町会より参加 匿名

今、部長さんから色々と細かいところのお話をいただいて、ありがとうございます。あと、部長さんに話をした方が良いかなと思いますのは、先程言ったように、財政部局と話をするとき、この事業は補助事業でやるんですよね。国からの補助金をもらってやるんですよ。そうすると、市の方に補助金をもらう部分のタイミングとしては、12月の段階で、ちゃんとこういう仕事やりますよということをやらなければ、おりませんよ。そうすると、あまり言っちゃいけないかもしれないけど、財政当局もこの補助事業が、国からもらえる、もらえないということについては、こちらの方の言うことも聞いてもらわないとうまくいかないよと、そこを頭に置いて、財政部局の方も「うん」と言ってやらないと、この補助事業が上手くいく、いかないは、財政部局のイエス、ノーで決まる。だから、お金が一番大変だから、それを言えば、そこまで言われたらしょうがないなと言うことになると思います。

川口市技監兼都市計画部長

おっしゃっていただいていることについては、おそらくは、きちんと財政部局から必要な予算を確保するようにと、叱咤激励をいただいているというふうには受け取っているのですが、財政部局ということであれば、本市には、企画財政部という部があって、その中に財政課という課があり、普段から、顔を突き合わせて、日々、何らかの事業をやる時には常に交渉しながら進めております。なお、市の執行の最終的な判断は、市長、副市長、当然、部長よりも上のクラスの幹部がおりますので、そうした方々に十分に事業の必要性を理解していただくことが大事になってきますし、さらに申し上げれば、市長がある事業をやりたいと言っても、皆様の投票で選ばれた市議会議員の方々にご納得いただく必要があります。赤山の土地にこれだけ、おそらくかなりの規模の事業になると思うのですが、この土地にこれだけの規模の事業資金を投下するということに対しては、色々な意見をお持ちの方が、別の地域にもおられる可能性があります。そういった別の地域から選出された議員の方々にも、ある程度ご了解をいただきながら、川口60万の、新市になって約60万人の人口となりましたが、そうした市民の方々からお預かりしている税金の使い道ですので、そういったことについては、一財政担当がどうのこうのと言うことではなく、市長であっても、それを

独断で決めるということではなく、ちゃんと市議会にお諮りをして、こういう形で使っていきたいのですがいかがですかといったやり取りをしながら決めていくことになります。今回、もし都市計画決定をいただければ、我々事業担当部局としては、国、県の支援も含めて最大限の努力をして参りますし、財政部局だけではなく、当然、市長、副市長に対しても、これだけの事業をやるのだから予算を確保していただきたいと、どれだけ財政が逼迫していても必要な事業であるということをきちんと説明して参りますし、当然、同じように市議会議員の方々にも、きちんと、そういったご説明をさせていただいて、市議会にて予算を認めていただきたいということをやっていきます。それは、まさに我々事業担当部局の仕事そのもので、事業を実施するにあたって、関係部局にその必要性を訴えるということは当然のことですので、当然やっていきますし、頑張っていきますとしか言いようがありません。

赤山第3町会より参加 匿名

1点お聞きしたのですが、この自然公園の計画区域に沿って通学路が、こざくら幼稚園のところを通ってますね。これが狭くて、今でも車が一杯走っています。雨の日などは、子供たちが非常に危険なんですけど、この道路を整備してもらえるかどうかというのは、全然、案にのりませんか。それをお聞きしたいと思います。

川口市技監兼都市計画部長

只今のご質問は、こざくら幼稚園という名称が出てきましたので、公園の西側の道路、南側の県道足立川口線から北側の御成街道へ抜ける道路かと思えます。この道も含めた、公園の周辺道路の整備ということについてでございますが、先程来、首都圏から来られた方々については、公園区域内の地域物産館等に留まらず、地域の方にも出ていってもらって、地域を散策して、この地域を良く知ってもらいたいと説明させていただいており、都市計画決定をいただければ、本市としては、公園周辺の道路について、歩きやすい、散策しやすいような道にしていく必要があるのではないかと考えております。ただ、一方で、一部の方から、これまでの説明会でもご要望をいただいておりますが、道路を拡幅して整備をした方が良いのではないかというお話も何名かの方からいただいておりますが、本市としては、現時点では道路を拡幅することについては、逆に、まさに通学路、生活道路であるにもかかわらず、今まで以上に通り抜けの車両が沢山入ってきて、非常に生活環境が悪化するということを懸念しておりますので、歩きやすいような道の整備は考えていきたいと思っておりますが、車道を広げて車が通りやすいような道にするのは控えた方が良く、本市としては考えております。

赤山第3町会より参加 匿名

かなり大きな事業ですよね、今回は。こういう大きなところの広場ですと、夕方とか、夜とか、色々な方がいらっしゃると思うのですが、集まると思うのですが、防犯上のことで、意外とそこら辺には、交番も無いですし、警察も武南警察でちょっと離れていますし、防犯上のことで何か考えられているのでしょうか。

川口市技監兼都市計画部長

これだけの大きな計画について、防犯上の配慮を何か考えているのか、(注：回答途中で質問者が発言)

赤山第3町会より参加 匿名

囲われるわけですね、樹で。あまり、外からは見えないし、中はがらんどろじやないでしょうから。

川口市技監兼都市計画部長

この計画地の中には、大きく、火葬施設のエリアと、公園のエリアがございます。まず、火葬施設につきましては、当然、火葬施設の管理をきちんとやりますので、その中で夜間についても防犯対策をきちんとやっていくということかと思えます。また、公園の区域につきましては、本市の公園ということになりますので、他にも、新川口市になりまして450もの公園を、我々、日々、管理しているわけですが、そういった公園の管理と同様に、夜間についても、きちんと見回り体制を確保して、防犯対策もきちんと講じて参りたいと考えております。

赤山第3町会より参加 匿名

今、予定を聞かせていただきましたが、実際、公園と火葬場の、これから審議していくこととなりますが、工期の目標の部分をお願いしたいのと、今、様々、調整池やら、ドッグランやらありましたが、大体、大まかは私も知っていたんですけど、やっぱり、何か、火葬場と自然公園の一体化ということで、やっぱり何となく、グリーンセンターも近くにあるし、本当に魅力というものをなかなか感じられない。本当に地方から来る方が、あそこに行ってみようという目玉になるようなものが、これから審議されていくとは思いますが、それは様々、皆さんからの意見が今までもあったと思うのですが、その中での発信をしていただければ良いなと思っています。

川口市技監兼都市計画部長

2点のご質問をいただいたと思っております。1点目は公園、火葬施設のオープン
の時期についてであったと思いますが、こちらについては、まだ、現時点で申し上げ

られる状況にはないと考えております。現時点では、そもそも、都市計画決定がなされておきませんので、都市計画決定がなされていない中では、我々担当部局としては、今後の計画を立てるのに必要な予算も十分に持ち合わせておりません。都市計画決定をいただければ、来年度から、具体的な計画を検討してまいりますので、その中で、この土地についてはこういうようにやっていこう、だからこれだけの工事期間がかかるなということを具体的に詰めていきたいと思っています。更に申し上げますと、そうした工事のスケジュールだけではなく、当然、先程説明いたしました計画地約10haのうち、市が既に所有している土地は2haだけでして、残りの多くの土地は地権者の方から譲っていただかないとできない土地でございます。そういった方々との交渉も、来年度以降具体的にやり取りをしていくということになりますので、そういった手続きを飛ばして、何時いつまでに仕上げますと言える状況にはないと思っております。

もう一つ、公園と火葬場が一体的に作られることによって、大丈夫かというご質問だと思いますが、それについては昨年度の検討委員会の中でもだいぶ議論がありました。昨年の検討委員会の中には農業や、都市計画の専門家、地元の農業や造園の団体の方等々沢山の、色々な関係者の方に出させていただいて、また地元の町会長さん、市議会議員の方々にも出ていただいた中で、各方面からの議論をしていただいたのですが、一方で静的な空間、静かさを求める火葬施設と、一方では広域的な集客を図ることを目指す公園が、10haの計画地とはいえ、本当に両立するのかということについては、だいぶ議論をいただいたのですが、最終的には、緩衝樹林を設けたり、大きな池を配置することによって、視線を遮りながら計画していくということに加えて、先程、各務原市の火葬施設の写真をお見せしましたが、火葬施設といっても、いわゆる従来型の高い煙突がそびえ立つ火葬施設ではなく、先程お見せしたのは、ご説明しなければ美術館かと思うような施設であり、こういうものもあるということでご説明させていただきましたけれども、もし都市計画決定をいただければ、きちんと建築の専門家とも相談しながら、公園部分と視線は分離しながらも、調和したような火葬施設のデザイン、意匠についても、きちんと検討していきたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

赤山第3町会より参加 匿名

一体化することはとても良いことだと思って、賛成なのですが、自然公園という部分で魅力が欠けてしまうかなと思って、そこのところを、物産館というのも良いとは思いますが、もっと何か、メインとなるようなものがあると良いかなと思っています。あと、計画の方もこれからなので、大きく目標は言えないとは思いますが、大体5年計画とか、10年計画とか、そのくらいのことは言えないのでしょうか、教えていただけないでしょうか。

川口市技監兼都市計画部長

まず、自然公園としての魅力を、ということについては、もちろん、先程の、この計画の一番のテーマが「広域的な集客に配慮した水と緑のオアシス空間の創出」と、これは昨年検討委員会からいただいたテーマでして、これに反する様な計画というのは絶対にできないと思っておりますので、今後計画を詰めていく中でも、きちんとそういった自然環境については、先程の重要な植物の移植なども含めて、きちんとやっていきたいと考えてございます。

2点目のスケジュールについては、確実にはっきりしているのは、とにかく、この都市計画決定がなされたとしても来年すぐにできあがるというものではないということだけは間違いありません。具体的な設計もまだ行っていませんし、用地買収の交渉についても具体的な額を提示しての交渉は全くできていませんので、そういった中で、すぐできあがるということを申し上げる状況には有りません。それでは、5年後なのか、10年後なのかということについては、それは動かしてみないとなかなか分かりませんので、その点については申し訳ございませんが、来年度以降、色々とやり取りをさせていただく中では、もう少し見えてくるところもあるとは思いますが、現時点で、計画すらない中で、我々として何も具体的な検討ができないという事情を汲んでいただければと思います。

赤山第3町会より参加 匿名

今、公園区域ですか、先程、話のありましたように、市街化調整区域ですよ。だから簡単に、色々な店を作ったりということも不可能なわけですよ、都市計画法では。そこで、そのことを頭に置きながら、私達が心配しているのは、ここに公園ができたなら、先程から言っているようにどれだけの人が来て、どれだけのお金が落ちるのかと、教えてくださいよと、それだけの額が分からないと、みんな、「うん」とは言えないでしょ。どうです、川口に火葬場は、表現的に、嫌悪施設ですか、市民に対して、地域の住民に対して、どういうメリットがあるんですか。マイナスがあれば、プラスがある。要するに、地価の価格についても、例えば、161号線沿いについては、嫌悪施設ができたならどれだけの減益分になりますか。

川口市技監兼都市計画部長

只今、2点のご質問をいただきました。1点目のご質問はどれだけの人が来て、どれだけのお金が落ちるのかということについて検討を進めるようにということでございます。これについては、できる限りの検討をしていきたいとは思いますが、先程来、申し上げておりますとおり、市の方でやれることには限界があります。もちろん、関係する事業者と協議をして高速道路を降りなくても、公園に入るということを実現するという点については、できる限りのことをやっていきたいと思っておりますし、公園

の中で色々な物産を紹介する施設ですとか、地域を紹介するような場、赤山城跡を含めて、そういったものを紹介する施設というのはちゃんと作っていかうとは思いますが、その外側の土地について、本市のお金で、例えば皆さんのお宅に入っていて、勝手にオープンガーデンを作ってしまうという訳にはいかないで、そこは地域の皆様方と一緒にやっていかないといけないのではないかと思いますので、そこは逆に、皆様の方でも是非、できる限りきっかけ作りをしたいと思っておりますので、そのきっかけを活かしていただきたいと思っております。

2点目については、地価についてのメリットというお話がありましたけれども、先程来、申し上げておりますが、地価は勝手に、例えば私が鉛筆を舐めて地価の額を変えろという訳にはいかないものであり、地価については適正な、公正なやり方で出てきますし、その地価の高い、低いに伴って、例えば固定資産税のお話であれば、固定資産税は3年毎に評価替えがされますので、そういう段階で反映されていくということになります。我々は事業を進めるという立場にありますが、あくまで公務員でございますので、法律や条例に違反することを勝手に行うという権限は与えられておりませんので、ご理解をいただければと思います。

赤山第3町会より参加 匿名

この計画、市の最終処分場から公園ということになりまして、公園を作るから火葬場を作るというように聞こえるのですが、今まで川口市も3回、5回と火葬場の計画があつて、全部頓挫しましたよね。何で、赤山なのかということが一つと、作るにあたって、地元の雇用を、地元の人を雇用するのかもしれないのかということと、後もう1点が、161号線の都市計画道路がございますよね、新井宿駅からの。その計画決定をしていますよね。ただ、事業化はまだしていないと思うのですが、その予算も、例えば何期工事になるか分かりませんが、1期、2期、3期、5期まで考えてもらって、その辺の道路の工事も含めて、都市計画としてやって欲しいのですが。

川口市技監兼都市計画部長

只今、3点のご質問をいただきました。1点目が、なぜ赤山の土地が選ばれたのかということ。2点目が、実際の運営の段階で地元からの雇用は配慮されるのかということ。3点目が新井宿駅からのこの公園の方向に向けた都市計画道路の計画についてどうなっているのかということ。

まず、1点目。本計画地が立地に適していると考えているところについては、1つ目は、公園についても必要であるし、火葬場についても必要な状況にあつて、一体的に整備ができるということが、何よりもメリットだと思っておりますので、小さな土地であれば、市有地は川口市内にほかにもございますが、これだけ大規模な土地で周辺の環境も活かしつつ火葬施設を配置できるということは、やっぱりなかなかござい

ません。そうした点で、この土地が非常に適しているのではないかとということが1つ目の理由でございます。もう1つの理由は、アクセスの点でございます、火葬施設ができるということになりますと周辺の生活道路への霊柩車、霊柩車と言っても最近では1BOXカーでございますので、そんなに目立った宮型のものというわけではございませんが、それでもやっぱり家の前を霊柩車が通るということを嫌がる方は非常に多いのですが、この計画であれば県道足立川口線という比較的余裕のある幹線道路にて、施設への出入りの処理ができるということが非常に適しているのではないかと考えるところでございます。

2点目の地元からの雇用についてでございますが、これにつきましては、現時点でどういう施設ができるかも分からない中で、地元からこれだけの方を雇用するという事はなかなか申し上げられませんが、今、いただいたようなご意見をきちんと市の内部で引き継いで、運営の段階で検討していきたいと思っております。参考までに申し上げますと、川口市における公共事業の発注におきましては、できる限り市内の業者に受注の機会を与えて、市内業者の育成や市内の産業の振興に資するようにしないさいということが条例で決められていて、我々も、できる限り、もちろん技術力などの関係で制約は多少ありますけれども、そういったことについても配慮しながら公共事業をやらせていただいておりますので、ただ今いただいたご意見も踏まえて、運営については検討していきたいと思っております。

3点目の新井宿からの動線ということなのですが、新井宿の駅の方から、北側の方に向かって都市計画道路の線はひかれておりますが、現時点では具体的な事業化というところまでは至っておりません。事業化をしていくにあたっては、当然、地元の方々とのやり取り、計画線にかかってくる方にとっては、場合によっては移転ということも絡んできます。地元の市議会議員の方からも、市議会において、新井宿駅の周辺の整備について検討を進めるようにとのご指摘も頂いておりますので、今後、どのようにしていくかということについて、我々は都市計画を担当する部局なのですが、都市整備部という、街路整備や再開発等を担当する部局がありますので、そういった部局と一緒に、庁内で検討していきたいと思っております。

赤山第3町会より参加 匿名

あと1点だけ。都市計画は計画なので、これから先、どのように進むか分かりませんが、仮に火葬場ができて、自然公園ができたとして、どこにいても火葬場というのは嫌われますので、でも、仮にできたとしたら、他の地域から、この地域は火葬場ができて、自然公園ができて、これだけ色々な面も考えて素晴らしい地域になったねという計画をして欲しいです。最後のお願いです。

川口市技監兼都市計画部長

只今のご指摘について、市長も申し上げておりますが、これまでは周辺の都市から埋没してはいけない、大宮があって、赤羽があって、その中で川口がどうあるべきかを考えた時に、やはり川口の駅前の活性化に取り組まなければならない状況があるなかで、川口駅前の再開発を行ってきたことにより、駅周辺にマンションが多く立地し、やっと、これだけ厳しい状況にあっても、市全体として未だに人口が増えているといった、そうした活力が維持できている状況にあります。川口駅周辺の再開発は、ある程度、ひと段落した状況にありますので、今後は郊外部に目を向けて、特に神根赤山の地域には、この歴史自然公園を核として川口の緑、環境を前面に押し出して、川口の新しい顔とすべく取り組んでいくと市長も申しておりますので、そういった方針に沿って市全体として取り組んでいきたいと思っております。

事務局　それでは予定の時刻になりましたが、質問等ある方がいらっしゃいましたら、最後にさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。無いようでしたら、こちらで説明会の方を終了させていただきたいと思っております。なお、この計画に関しまして、個人的な内容のご相談等ございましたら、お気軽に職員の方にお声かけください。

川口市技監兼都市計画部長

済みません。1点ございまして、先だって、このような説明会をさせていただいた時に、ご出席された方からご意見がございまして、こういった地元説明会で地元の方からいただいたご意見と私が回答した内容について、広く川口市民全体に、ここの場だけのやり取りに終わらせないで、市民全体に知ってもらいたいというご意見がございました。元々、我々の方で考えておりましたのは、公聴会や縦覧に先だって、地元の方々との対話ということで設けさせていただいたので、元々はこういったやり取りをオープンにするつもりは無かったのですが、地元の方からは是非オープンにして欲しいとのご要望がありましたので、これまで8月の末に開いた4回の説明会と、その後、赤山第1、第3町会の方々が集まった会と、それ以外にこの赤山第3町会町会会館でやらせてもらったのがもう1回有りましたが、これらの説明会については、皆様のご了解をいただきまして、やりとりの内容をオープンにしてございます。オープンにするにあたっては、皆様の氏名は匿名で、私の方は技監兼都市計画部長として回答させていただいたという形で、市のホームページに掲載させていただいております。ここからはご相談ですが、今回の、この場でのやり取りについて、もし皆様の総意としてホームページに掲載して構わないということであれば、今までの6回と同じように、オープンにしようと思っておりますが、いかがでしょうか。匿名であっても、この場はこの場なので出して欲しくないというご意見があれば、それを尊重したいと思っております。

よろしいでしょうか。

<反対者無し>

川口市技監兼都市計画部長

それであれば、前の6回と同じように、皆様のお名前は伏せて、匿名で、どこどこ町会からご参加いただいた匿名の方という形で載せさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

歴史自然公園事業等プロジェクトリーダー

関連いたしまして、今日会議がありましたとあって、明日すぐに掲載するわけではございません。やはり、皆さんからいただいた意見を市長に報告し、それから書類を整理して載せることとなりますので、ちょっと時間はかかると思いますので、その辺はご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

赤山第3町会より参加 匿名様

それは、11月10日より前か。

川口市技監兼都市計画部長

8月末の4回分につきましては、既に掲載しておりまして、9月18日に開催した分も何とか事務処理が終わりまして、最近、掲載いたしました。9月21日分は現在作業をしておりまして、まだ掲載できておりません。その後に、今回の分も作業をして掲載をしていきたいと思っております。

事務局 長い時間、皆様どうもありがとうございました。これで、説明会を終了させていただきます。ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。